

フルハーネス型 墜落制止用器具 特別教育

労働安全衛生施行令及び労働安全衛生規則等の改正に基づく特別教育です。

ポイント① 2022（令和4）年1月2日以降は、旧規格に基づき製造（販売）された安全帯（胴ベルト型およびフルハーネス型）は、使用できないこと。

ポイント② 墜落制止用器具（新規格）はフルハーネス型の使用を原則とすること。

ポイント③ 事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に労働者を就かせるときは、特別の教育を行うこと。

◆ 受講料（消費税10%込）

会員	11,880円
一般	13,200円

※会員とは中央労働災害防止協会賛助会員事業場のことです。

◆ 会 場



中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター 3F 研修室

福岡市博多区東光2丁目16-14

TEL 092-437-1664

- ・JR博多駅筑紫口より徒歩約12分
- ・地下鉄東比恵駅4番出口より徒歩約10分
- ・受講生用の駐車場のご用意はありません

主催／中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター
TEL 092-437-1664 FAX 092-437-1669

出張研修対応可

◆ 内 容

講習 9:00～17:00
(受付開始 8:30)

- ・作業に関する知識(1時間)
- ・墜落制止用器具に関する知識(2時間)
- ・労働災害の防止に関する知識(1時間)
- ・関係法令(0.5時間)
- ・墜落制止用器具の使用等方法等(1.5時間)

◆ 定 員 48名

◆ 申 込

当センターホームページからオンラインでお申込みください

<https://www.jisha.or.jp/kyushu/index.html>

中災防 九州 検索

Webページ



申込ページ

